

多子・多人数世帯に係る国民健康保険税（料）の減免状況について

○令和元年度において多子減免・軽減制度がある保険者 5 保険者

	減免・軽減対象について	減免・軽減対象の年齢について	所得制限について
保険者 A	2人目の均等割額を5割減額、 3人目以降の均等割額を9割減額	18歳未満	なし
保険者 B	2人目以降の均等割額を5割減額。 軽減該当世帯については、減額後の金額を5割減額。	18歳未満	なし
保険者 C	2人目の均等割額を5割減額、 3人目からの均等割額を全額免除。 なお、18歳未満に達する月までを減免の対象とする。	18歳未満	200万円以下 (擬制世帯主の所得を含む)
保険者 D	3人目からの均等割額を全額免除	18歳未満	なし
保険者 E	2人目から均等割額を5割減額	18歳未満	世帯主（擬制世帯主を含む）と加入者の総所得金額等の合計が300万円まで